

# 十勝飛行場周辺の帯広の森づくり計画書

平成 18 年 11 月 15 日

帯 広 市

## 目 次

1 . はじめに	..... P 1
2 . 目的	..... P 1
3 . 計画の範囲	..... P 2
4 . 地区の現状	..... P 4
5 . 帯広の森造成計画（既往計画）	..... P 7
6 . 森づくり方針	..... P 8
7 . 森づくり計画	..... P 9
( 1 ) 「草原」的區域	..... P 1 0
( 2 ) 「里山林」的區域	..... P 1 2
( 3 ) 「広葉樹」区域	..... P 1 4
( 4 ) 十勝飛行場隣接地	..... P 1 5
( 5 ) 1 9 条川沿い	..... P 1 5
( 6 ) 付帯施設	..... P 1 5
8 . 十勝飛行場周辺の帯広の森づくり計画図	..... P 1 7

## 1. はじめに

帯広の森は、昭和 49 年（1974 年）2 月 12 日に帯広圏都市計画公園として都市計画決定され、昭和 50 年に帯広の森造成計画を策定、同年 6 月 1 日市民の手による森づくりを目指して「第 1 回帯広の森市民植樹祭」がスタートし、平成 16 年の第 30 回市民植樹祭を最後としましたが、現在も植樹活動は続けられています。

この間、30 数年で植樹された木々が大きくなり成長した森となってきましたが、一部区域の樹木が隣接する陸上自衛隊十勝飛行場の航空法による制限を超えている状況となっています。

これらの改善方法、また、今後の森づくりについて、帯広の森に関わった市民、樹木の専門家による「十勝飛行場周辺帯広の森づくり検討会」により検討が行われ、提言書としてまとまったことから、この提言書を踏まえ、「十勝飛行場周辺の帯広の森づくり計画」を作成し、将来に渡り帯広の森が市民に愛され、後世に誇れる森となるよう、十勝飛行場周辺の森づくりを進めていくものです。

## 2. 目的

航空法による高さ制限のある十勝飛行場周辺地区は、市民植樹祭で植樹した区域や自然発生した樹木の区域で、チョウセンゴヨウ、トドマツなどの針葉樹やカシワ、シラカバ、ナナカマドの広葉樹、ササ、ヨシ類などによる草原など様々な形態の森となっています。

本計画は、できるだけ地域の植生や樹木を活用し、樹木が航空法の高さ制限を超えない森づくりを進めるため、十勝飛行場周辺地区の森づくり計画を策定するものです。

### 3 . 計画の範囲

本計画は、現在航空法により樹木の高さが航空制限を超えている地域や近い将来制限を超えると予想される区域を計画の範囲とします。

計画面積	約 12.1ha
第 2 回植樹祭（昭和 51 年、面積 3.4ha）の内	約 1.4ha
第 7 回植樹祭（昭和 56 年、面積 5.0ha）の内	約 3.0ha
第 12 回植樹祭（昭和 61 年、面積 4.0ha）の内	約 2.1ha
未植樹区域（自然発生林、西 10 号以東）	約 4.8ha
その他（植樹祭以外の整備）	約 0.8ha

帯広の森 全体区域図



## 計画の範囲



## 航空写真



## 4．地区の現状

### (1) 西10号以東(記念植林区)

#### ア) 第2回植樹祭区域(昭和51年)

トドマツ、アカエゾマツを中心とした常緑針葉樹林で、植樹して約30年がたち樹高20m、胸高直径18cm程度と森の形態をなしてきています。

樹木密度は、推定約2,000本/ha、過去に2回の間伐を行っていますが、まだ樹間が狭く、樹径も樹高に対して細いことから、さらに間伐が必要となっています。

#### イ) 第7回植樹祭区域(昭和56年)

ナナカマド、エゾヤマザクラなどの広葉樹を中心にチョウセンゴヨウなどの常緑針葉樹を植樹しており、現状は散開林の形態を有していますが、チョウセンゴヨウマツが樹高15m程度に成長し、エゾヤマザクラなどの成長を阻害してきています。

樹木密度は、推定で約600本/ha、過去に1回の間伐を行っていますが、さらに間伐が必要となっています。

#### ウ) 未植樹区域(自然発生林)

昭和49年の買収後、一部区域にブンゲンストウヒ、カラマツが植樹されているほか、シラカバ、ドロノキ、カシワ、ヤナギ、ササなどが自生しています。

植樹祭等  
区域写真



第2回植樹祭区域



第7回植樹祭区域



未植樹区域  
(自然発生林)



(2) 西10号以西(運動施設区、森林区)

ア) 第12回植樹祭区域(昭和61年)

運動施設区にある第12回植樹地区は、カシワ、ナナカマド、チョウセンゴヨウ、ブンゲンストウヒなどの混交林となっており、樹高は10m程度となっています。

樹木密度は、推定で約700本/ha、森で活動している団体により間伐が行われていますが、さらに間伐が必要となっています。

イ) その他

第12回植樹祭区域の南側は、ブンゲンストウヒ、カシワなど運動施設の造成に合わせ植樹しており、樹高は10m程度となっています。

パークゴルフ場や森林区にあるカラマツは、帯広の森造成以前から植樹された防風林で樹齢40年以上となっています。



第12回 植樹地区



パークゴルフ場のカラマツ

## 5．帯広の森造成計画（既往計画）

### （１）帯広の森造成計画（昭和50年3月）

帯広の森の姿は可能な限り自然の要素を用い、自然の法則に従う生き物の森とし、主な構成樹種には立地区分に適した郷土種を用います。目標林型について具体的な植栽樹種とその後の育林の過程を示し、それに施設配置を重ね、森全体を12ブロックに分ける計画となっています。

### （２）帯広の森造成計画（昭和57年5月）

帯広の森にスポーツ施設を集めることとなり、施設配置が大幅に見直しされ、現在の造成計画は、これを基本として進められています。森の全域を8ブロックに分け直し、区域の立地区分を生かした基本的な植栽計画と施設配置を行っています。

このうち、本整備計画に該当するブロックは、「記念の森」と「スポーツの森」で、各ブロックの造成計画は次のとおりです。

#### ア) 記念の森（58.2ha）

市民植樹、記念植樹等により、「記念の森」を造成する。「お祭り広場」を配置し、各種祭典、レクリエーション需要に対応する。

植栽は、トドマツ、アカエゾマツ、サクラ、シラカバ、ナナカマド、ハルニレを主体とする。

主な施設として、園路、芝生広場、トイレ、休憩所、水飲場等。

#### イ) 運動施設区（80.9ha）

運動施設を配置し、「スポーツの森」として造成する。

植栽は、常緑針葉樹の純林、混交林とし、防風効果を期待するとともに、森につつまれた運動施設のイメージを演出する。

## 6 .森づくり方針

帯広の森造成計画（昭和 57 年 5 月）を基本とし、地域の植生、環境に配慮した森の再生を目指した森づくりを行います。

### 航空制限に対応した森づくり

将来も帯広の森として継続し、航空法の高さ制限を超えない森づくりを進めます。

### 自然の要素を用いた森づくり（地域の植生や樹木の活用）

地域の植生や樹木の活用を図り、郷土樹種を主体とする森づくりを進めます。

### 環境に配慮した森づくり

植物や小動物の環境に考慮し、既存の林床を保全するとともに、伐採による影響が最小限になるように配慮します。

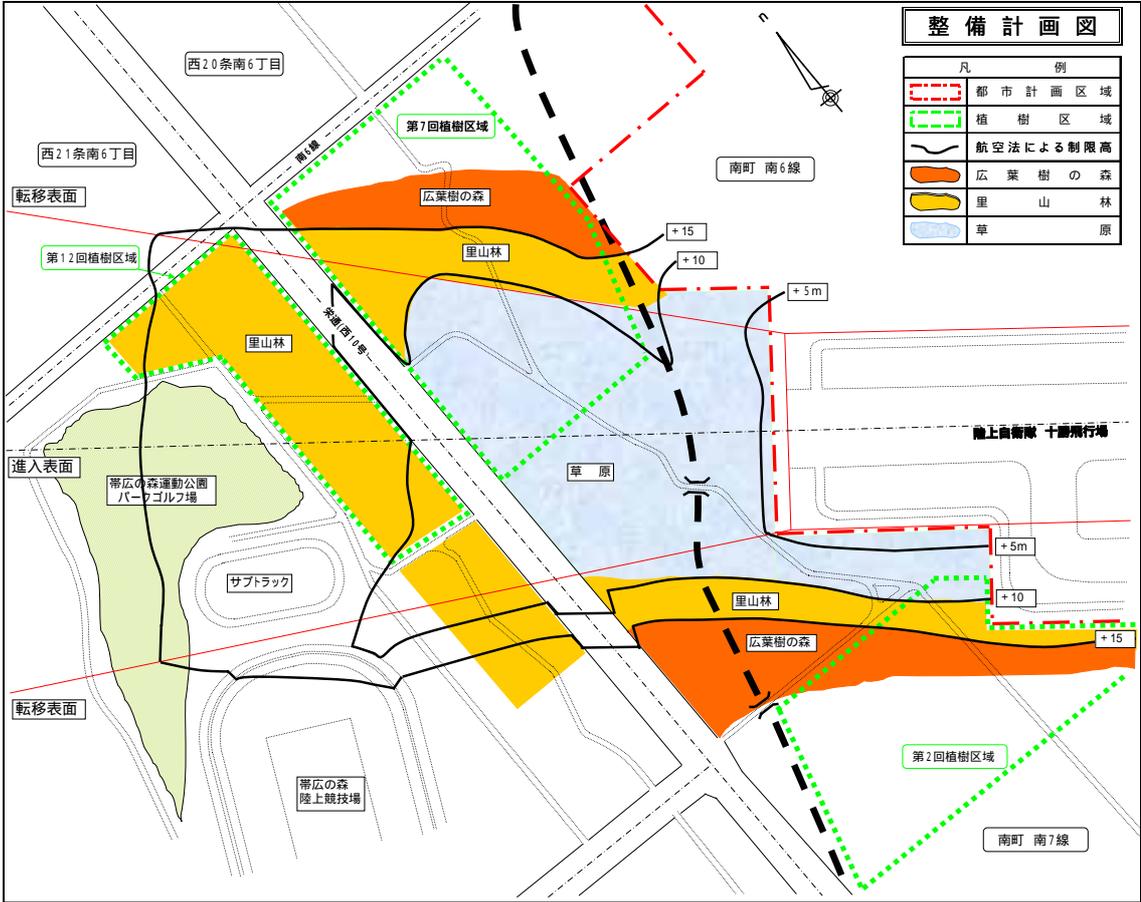
### 市民に利用される森づくり

野鳥、野草の観察や四季を通じて森の変化を感じ、自然とふれあえる森づくりを進めます。

# 7. 森づくり計画

整備計画では、高さ制限に合わせ現在の地区の植生を極力生かした計画とし、「草原」的領域、「里山」的領域及び「広葉樹」の3種類の植生区域に分け、また、環境、景観、市民利用などに考慮した計画とします。

森づくり整備計画図



(1)「草原」的区域

高木の生育に必要な高さが確保されない区域(概ね 10m以下)は、地域の在来植生を活かし、草花や中低木による「草原」的な区域とします。

また、利用者の植物観賞等に対応するため、園路沿いなど、部分的に鑑賞用の中低木を配置します。

範囲 十勝飛行場に接する区域から市道西 10 号までの進入表面の区域

面積 約 4.9ha  
第 2 回植樹祭区域約 0.1ha、第 7 回植樹祭区域約 1.3ha、未植樹区域約 3.5ha

整備内容 将来高さ制限を超えない樹木は残し、それ以外の樹木は伐採する。

現在の地域に植生している草花が自然に増殖することにより「草原」的な環境を造っていく。この場合、ある程度の人為的管理を行っていく。

一部区域には草原性の在来草花の導入や中低木を配置し、景観等に配慮する。

また、西 10 号道路沿いは、アイストップとして高さ制限内で最終樹高となる樹木(マユミ、ツリバナ、カラコギカエデなど)を植樹し、景観に配慮する。

想定される樹種等 草花 - ササ、ヨシ、スゲ、クサフジ、ユリ、アヤメなど  
樹木 - ツツジ、ノリウツギ、エゾヤマハギ、ツリバナ、マユミ、エゾニワトコ、カラコギカエデなど

「草原的区域」現況写真



「草原的区域」想定写真



## (2)「里山林」的区域

樹木の高さがある程度確保できる区域(概ね 10~15m)では、樹木を利用するために現存樹木を伐採し、その切り株から再び萌芽し樹林となる「里山林」的な利用を図る区域とします。

萌芽更新は、それまで生育できなかった陽性植物が生い茂り、生物多様性も増加するとともに、植林より樹木の成長スピードが速く、比較的早く森林が形成されます。

**範囲** 市道西 10 号以東では、航空法の転移表面、以西では進入表面の区域。

**面積** 約 5.0ha  
第 2 回植樹祭区域約 0.5ha、第 7 回植樹祭区域約 0.9ha、  
第 12 回植樹祭区域約 2.1ha、未植樹区域約 0.7ha、  
その他区域約 0.8ha

**整備内容** 区域内に植樹されている針葉樹については、萌芽更新が難しいことから、伐採し、捕植が必要な箇所については新たに広葉樹を植樹する。  
現存する広葉樹については、伐採後、萌芽更新により樹木の再生を図る。  
伐採にあたっては、高さ制限を超えた樹木を中心に間伐や、モザイク状に伐採するなど環境の変化を極力少なくする。

**想定される樹種** カシワ、ミズナラ、ハルニレ、イタヤカエデ、カツラなど

### 里山林

薪炭用木材の採取や山菜採り、また落ち葉を肥料として利用するなど、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林の総称で、萌芽更新により森林を維持しています。

### 萌芽更新

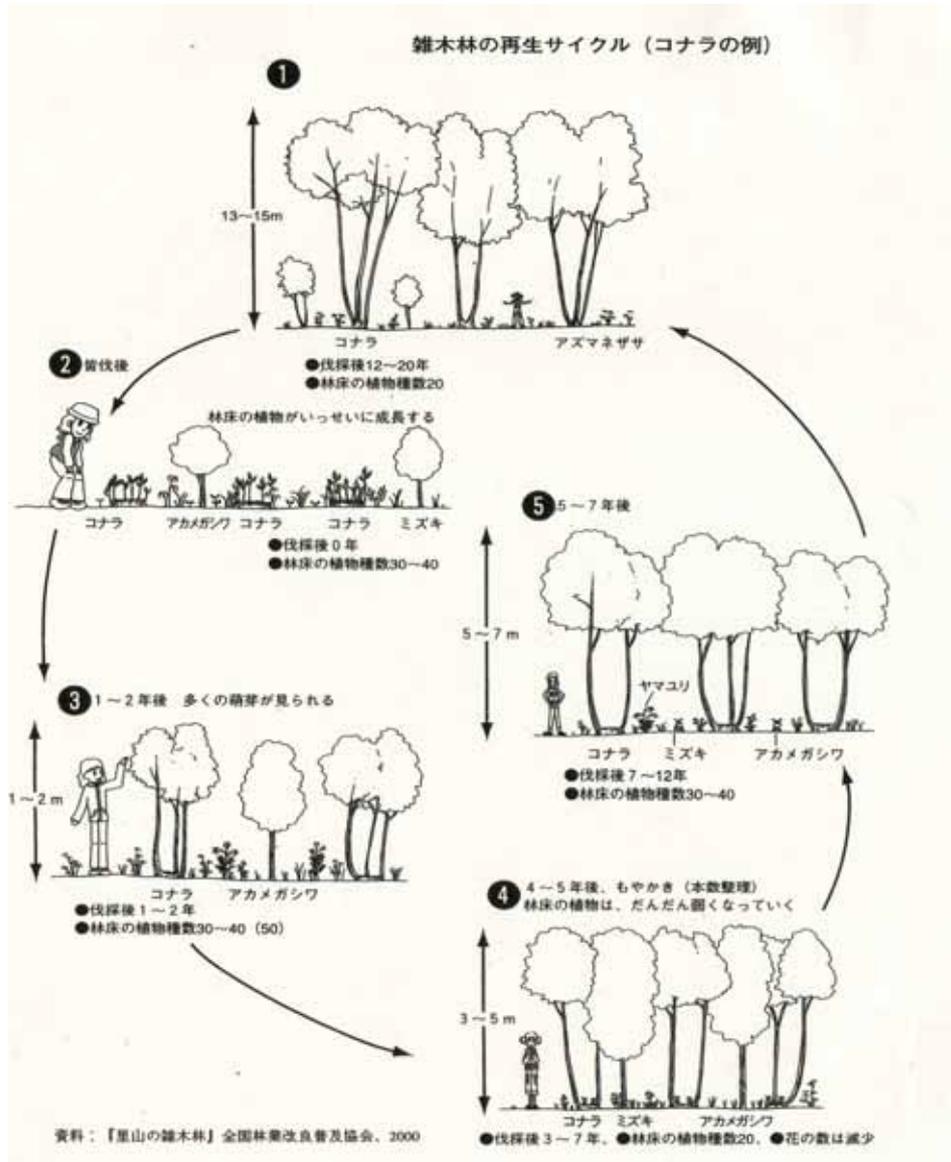
樹木を伐採すると、切り株からたくさんの新しい芽(萌芽)が伸び、この芽を育て、10~20 年後に再び伐採を繰り返すこと。

# 里山林写真



出典：『市民による里山林整備指針』神奈川県自然環境保全センター

## 萌芽更新 サイクル



### (3) 「広葉樹」区域

高さ制限が比較的高い地域（概ね 15m以上）では、制限を超えない樹種に更新を行います。

広葉樹では最終樹高 15～20mの樹種が多い一方、針葉樹では高さを満たす郷土種がほとんど無いことから、広葉樹を主体とした再生を図る区域とします。

範 囲	市道西 10 号以東の航空法の転移表面区域。
面 積	約 2.2ha 第 2 回植樹祭区域約 0.8ha、第 7 回植樹祭区域約 0.8ha、 未植樹区域約 0.6ha
整備内容	針葉樹の樹林地となっている区域については、制限を超える樹木を含む区域を小ブロックにより伐採し、高さ制限内で最終樹高となる広葉樹を植樹する。 針葉樹と広葉樹の混交林となっている区域については、制限を超える樹木を伐採し、捕植が必要となる箇所に高さ制限内で最終樹高となる広葉樹を植樹する。
想定される樹種	カシワ、カラコギカエデ、ヤマモミジ、ナナカマド、 ハシドイ、アオダモ、エゾノウワミズザクラなど

(4) 十勝飛行場隣接地

森の園路から十勝飛行場のフェンスなどの人工物を見えなくなるように樹木(低木)を植樹します。

植樹では、極力直線や連続に植えるのを避け、樹種については利用者が四季折々の花など楽しむことができる樹種を選定し、配置にあたっては曲線や厚みを持たせるなどの変化をつけます。

想定される樹種 - エゾヤマハギ、ノリウツギ、ニシキギ、ツツジ類

(5) 19条川沿い

19条川沿いは、連続する樹木で覆い、帯広の森の連続性を保ち、小動物の移動空間や河川環境の保全を行います。

想定される樹種 - カラコギカエデ、イヌコリヤナギ、ツリバナなど

(6) 付帯施設

利用者の利便性を図るため、園路、休憩所や駐車場などを配置します。

園路 現在設置されている主園路の他にそれぞれ特色のある地域を結ぶ園路を新たに設け、樹木管理や自然観察、森林浴などに利用される園路を設ける。幅員は3mとし、伐採等で発生したウッドチップを敷きつめる。

休憩所 休憩の場として「草原」的区域に四阿を設ける。

トイレ 散策など森を利用する市民や森で活動している団体の

駐車場の利用のため、駐車場、トイレを設置する。



ウッドチップを敷きつめた園路

空港周辺現況写真



空港周辺 整備イメージ写真

